



# 消費税課税期間特例選択・変更届出書の記載要領等

## 1 提出すべき場合

この届出書は、課税期間特例の適用を受けようとする、又は変更しようとする場合に提出します（法19）。  
なお、提出に際しては表題の「選択」、又は「変更」の該当する方を で囲みます。

また、3月ごとの課税期間を1月ごとの課税期間へ変更する場合は、3月ごとの課税期間特例の届出書の効力が生じた日から2年を経過する日の属する月の初日、又は1月ごとの課税期間を3月ごとの課税期間へ変更する場合は1月ごとの課税期間特例の届出書の効力が生じた日から2年を経過する日の属する月の前々月の初日以後でなければこの届出書を提出できません（法19）。

この特例を適用することによって短縮された課税期間は、次のとおりとなります。

課税期間を3月ごとに短縮又は変更する場合

個人事業者の場合には、1～3月、4～6月、7～9月、10～12月までの各期間

その事業年度が3月を超える法人の場合には、その事業年度をその開始の日以後3月ごとに区分した各期間（最後に3月未満の期間が生じたときは、その期間）

課税期間を1月ごとに短縮又は変更する場合

個人事業者の場合には、1月1日以後1月ごとに区分した各期間

その事業年度が1月を超える法人の場合には、その事業年度をその開始の日以後1月ごとに区分した各期間（最後に1月未満の期間が生じたときは、その期間）

なお、この特例の適用を受けた場合は、事業を廃止した場合を除き、この届出書の効力が生じる日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ「消費税課税期間特例選択不適用届出書（第14号様式）」を提出することはできません（法19）。

（注）1 年又は事業年度の途中でこの適用を受けた場合には、課税期間の初日から適用開始の日の前日までの期間については、これを一課税期間とみなして確定申告等を行うこととなります。

2 3月ごとの課税期間特例を適用している事業者が1月ごとの特例へ変更する場合は、課税期間の初日から変更後の課税期間の前日までの期間については、これを一課税期間とみなして確定申告等を行うこととなります。

## 2 提出時期等

この届出書は、この特例を受けようとする又は変更しようとする短縮に係る課税期間の初日の前日までに提出しなければなりません。

ただし、新規開業した事業者等については、この届出書を提出した日の属する上記1（提出すべき場合）の又は に掲げる期間からこの特例の適用を受けることができます。

## 3 記載要領

「事業年度」欄には、法人の事業年度を記載します（個人事業者の方は不要です。）。

「適用開始日又は変更日」欄には、特例により短縮される課税期間のうち、適用を開始する課税期間の初日又は変更により適用を開始する課税期間の初日を記載します。

「適用又は変更後の課税期間」欄には、次により短縮される課税期間を記載します。

課税期間を3月ごとに短縮又は変更する場合

イ 個人事業者の場合

「1月1日から3月31日まで」、「4月1日から6月30日まで」、「7月1日から9月30日まで」及び「10月1日から12月31日まで」の各期間

ロ 法人の場合

その事業年度の開始の日以後3月ごとに区分した各期間

（例）9月決算法人の場合

「10月1日から12月31日まで」、「1月1日から3月31日まで」、「4月1日から6月30日まで」及び「7月1日から9月30日まで」の各期間

課税期間を1月ごとに短縮又は変更する場合

イ 個人事業者の場合

「1月1日以後1月ごとに区分した1月1日から1月31日まで」、「2月1日から2月28日まで」…「11月1日から11月30日まで」及び「12月1日から12月31日まで」の各期間

ロ 法人の場合

その事業年度の開始の日以後1月ごとに区分した各期間

（例）9月決算法人の場合

「10月1日から10月31日まで」、「11月1日から11月30日まで」…「8月1日から8月31日まで」及び「9月1日から9月30日まで」の各期間

「変更前の課税期間特例届出書の提出日」欄には、既に課税期間特例の適用を受けている事業者がこの届出書により短縮期間を変更する場合に、変更前に適用を受けていた課税期間特例に係る「消費税課税期間特例選択・変更届出書」の提出年月日を記載します。

「変更前の課税期間特例の適用開始日」欄には、既に課税期間特例の適用を受けている事業者がこの届出書により短縮期間を変更する場合に、変更前に適用を受けていた課税期間特例の効力が生じた日、すなわち、先に提出した「消費税課税期間特例選択・変更届出書（第13号様式）」の「適用開始日又は変更日」欄に記載した日を記載します。

「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署（個人の場合は、個人課税（第一）部門、法人の場合は、法人課税（第一）部門）にお問い合わせください。